



2019年10月15日

各 位

会社名 株式会社 ナイガイ
代表者名 代表取締役社長 今泉 賢治
(コード番号：8013 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部門担当 市原 聡
(Tel 03-6230-1654)

**2020年1月期第2四半期報告書の提出期限延長(再延長)に係る
承認申請書提出のお知らせ**

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長(再延長)に関する承認申請書を提出することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2020年1月期第2四半期報告書(自2019年5月1日至2019年7月31日)

2. 延長前の提出期限

2019年10月15日(火)

※本来の法定提出期限は2019年9月17日ですが、2019年9月13日付にて関東財務局より、提出期限の延長をご承認いただいております。

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年11月15日(金)

4. 提出期限の延長(再延長)を必要とする理由

当社は、2019年9月11付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社連結子会社であるセンチーレワン株式会社における不適切な商品在庫計上に係る会計処理の調査及び当社グループガバナンス体制に係る事実関係の把握や原因分析のための調査につきまして特別調査委員会を設置し実態解明に努めてまいりました。

当初の調査目的に関する限り、特別調査委員会の調査は終了しており、海外連結子会社の当社グループにおける事業規模は大きいものではなく当初の調査のスコープから外れておりましたが、特別調査委員会によるデジタル・フォレンジック調査の終盤において、複数の海外連結子会社において不適切な会計処理に係る疑義が認識されました。そのため、急遽、他にも同様の不適切な会計処理がないか他の海外連結子会社を含めて徹底的な調査を行う必要がある状況

となり、本日現在において海外連結子会社における不適切な会計処理の影響額を確定することができない状況にあります。結果として、監査人は、レビュー手続が完了せず、レビュー報告書を提出することは難しいとしています。

以上の事情により、2019年10月15日までに監査人のレビュー報告書を受領することが困難となり、当社は、同年9月13日付で関東財務局からご承認いただきました提出期限(同年10月15日)までに対象となる2020年1月期第2四半期報告書を提出することが困難であると判断し、当該四半期報告書の提出期限再延長の申請を行うことといたしました。

なお、特別調査委員会による追加調査に約30日間、2020年1月期第2四半期報告書及び過年度有価証券報告書等の作成で約12日間、監査法人による監査手続で約12日間とそれぞれ時間を要する予定であり、全体を通して約31日間の時間が必要であると見込んでいることから、31日間の提出再延長を申請するものであります。

5. 今後の見通し

提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに公表いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上